

人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るため
の基本方針の策定について

— とう さん 答 申 —
(案)

くにたちしじんけん へいわ しんぎかい
国立市人権・平和のまちづくり審議会

れ い わ
令和5（2023）
ねん がつ
年6月

6月23日時点版

6月23日時点版

はじめに

(おって記載)

6月23日時点版

もくじ 目次

はじめに

1. 国立市人権・平和のまちづくり審議会の役割と審議の経過	
(1) 審議会の役割	1
(2) 審議の経過	1
2. 審議会における審議におけるの前提事項基本姿勢	
(1) 人権課題をとりまく国内外の状況	2
(2) 基本条例が示す恒久的な理念の推進	2
3. 多様な人権課題の把握	6
4. 市が基本方針を策定するに当たっての基本的な考え方	
(1) 基本理念について	13
(2) 人権教育・啓発の推進について	15
(3) 人権救済、相談支援体制について	17
(4) 人権に配慮した環境整備について	20
(5) 平和施策について	22
5. 推進体制	
(1) 推進体制について	25
(2) スケジュールの策定と財源（予算）確保について	26
6. 参考資料	
(1) 諮問書	29
(2) 人権・平和のまちづくり審議会委員一覧	30
(3) 人権・平和のまちづくり審議会開催経過	32
(4) 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり 基本条例	33
(5) 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり 基本条例施行規則	39

6月23日時点版

1. 国立市人権・平和のまちづくり審議会の役割と審議の経過

(1) 審議会の役割

国立市人権・平和のまちづくり審議会（以下「当審議会」という。）は、国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例（以下「基本条例」という。）第16条及び基本条例施行規則に基づき、令和元（2019）年7月1日に設置された市長の附属機関です。市長の諮問に応じて、基本条例第9条に定める基本方針や第10条に定める推進計画に関すること等についての調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する役目を担っています。

(2) 審議の経過

当審議会は、令和元（2019）年8月5日に、国立市長から「人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針の策定」についての諮問を受け、約4年間にわたり、計23回の議論を重ねてきました。

当審議会は、国立市がソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちの実現を目指していることを踏まえ、審議会の回数や答申の時期をあらかじめ^{さだ}決めることなく、丁寧な議論を心掛けて実施してきました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、会議がなかなか開催できない時期もありましたが、当審議会としては、委員の多様性及び審議内容に鑑み、オンラインでの開催は実施せず、会議室の換気を徹底するなど感染対策を十分に行った上で、全ての会議を参集形式で開催してきました。

さらに、審議においては、その約半数の時間、様々な人権課題の当事者やその支援を行っている方等から^ひ人権・差別問題の現状やそれらに対する取組の聞き取りを行い、課題の把握に努め、それら課題に対する考え方や対応方策について議論を行ってきました。

2. 審議会における審議におけるの前提事項基本姿勢

(1) 人権課題をとりまく国内外の状況

昭和22(1947)年5月に、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義を大きな柱とする日本国憲法が施行されました。日本国憲法が保障する人権は、「侵すことのできない永久の権利」(第11条)であり、「国政の上で、最大の尊重を必要とする」(第13条)と定められています。そしてその翌年の昭和23(1948)年12月には、はじめて人権の保障を国際的にうたった「世界人権宣言」が国連総会で採択されました。生命・身体、安全のほか多くの基本的人権についての基準が示されており、全ての人がいかなる事由による差別をも受けることなく、これらの人権を享有できると宣言されています。この日本国憲法の施行及び世界人権宣言以降、国内における法整備や国際的な条約、宣言等により多くの人権が保障されるようになりました。

しかし、世界では今もなお戦火に怯え人権侵害に苦しむ人々、人種や民族等の違いで迫害を受ける人々がいます。日本国内においても、特に社会的弱者への制度的・社会的、また直接的・間接的な差別や人権侵害——子どもや高齢者等に対する虐待、女性に対する暴力、しょうがいしゃ※や性的マイノリティに対する差別や偏見、出生や出自、国籍や人種・民族に対する排他的言動など、日本国憲法が保障する基本的人権に関する問題が今もなお起こり続けています。

当審議会としては、このような国内外の状況を踏まえ、あらゆる人権侵害や差別が現に存在するという立場・意識を基本的な姿勢として審議を行ってきました。

※ 国立市においては、「障害」の「害」には悪いイメージがあり、新しいイメージを求めて「しょうがいしゃ」とひらがな表記が用いられていることから、当審議会としては、本答申においても、既存の固有名詞や引用を除いてひらがな表記をしています。

(2) 基本条例が示す恒久的な理念の推進

国立市が平成31(2019)年4月1日から施行している基本条例は、平成30年国立市議会第4回定例会において全会一致で可決された条例です。

この基本条例は、「人権侵害を許さない」と高らかに宣言しています。そして、この基本条例の最大の特徴は、前文の「今もなお、人種、皮膚の色、

民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした不当な差別や暴力等の人権侵害が存在し、日常の暮らしの脅威となっている。また、一人一人の多様性に対する無理解と無関心に起因して、争いや衝突が生じている。そして、この人権侵害や争い等については、誰もが、無意識的に又は間接的に当事者となる可能性を持つ。」という部分に見て取れます。まず、「今もお（中略）脅威となっている。」の一文については、他の法律や条例を見てもここまでの項目を列挙している例は珍しく、基本条例が広範囲な人権侵害を包括的に捉えていることを示しています。「また、一人一人の（中略）生じている。」の一文及び「そして（中略）可能性を持つ。」の一文については、差別感情や偏見は誰にでもあり、被害者になってしまうだけでなく、無意識に、または直接的に差別行為をしなくても、無理解や無関心などにより、間接的に加害者側に立ってしまうおそれがあることを示しています。そして、このような前文の考え方の下、第3条においてあらゆる差別を包括的に禁止しています。国立市で基本条例が施行された当時、このようになに差別を明確に禁止する条例を掲げる地方公共団体は他にありませんでした。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、障害を理由とする差別の禁止が規定されていますが、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）、「部落差別の解消の推進に関する法律」は、明確に差別を禁止する規定を設けていません。そのような状況下、国立市があらゆる差別を包括的に禁止する条例を市議会全会一致で可決し施行したことは、大変先駆的なことだったと言えます。

これを具体的に実現するため、次の事項を掲げていることも基本条例の優れた点と言えます。

- ソーシャル・インクルージョン（全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと）の理念を第一に掲げている（第1条）
- 市長の使命として、ソーシャル・インクルージョンの理念の下でまちづくりの基礎を判断しなければならないことを規定している（第4条）
- 地域の実情に応じて、不当な差別の解消を始めとする人権救済のために必要な措置を講ずることとしている（第12条）
- 「国立市平和都市宣言」の告示日である6月21日を「くにたち平和の日」、

6月21日から6月27日を「くにたち平和推進週間」と定め、人権・平和の
まちづくりの推進を図ることとしている（第15条）

また、令和4（2022）年10月に国連の障害者の権利に関する委員会から
8月に実施した日本政府への審査を踏まえ出された総括所見では、障害者
が他者と対等であり人権の主体であると認識し国内法制及び政策を見直す
ことや、障害、性別、年齢、民族、宗教、ジェンダー自認、性的指向及び
その他のいかなる身分を理由とした複合的かつ交差的な差別形態※**及やび**
合理的配慮の**を拒否しを含め**、障害に基づく差別を禁止するために障害者
差別解消法を見直すこと、優生思想及び非障害者優先主義に基づく考
え方
に
対
処
す
る
観
点
か
ら
津
久
井
や
ま
ゆ
り
園
事
件
を
見
直
し
社
会
に
お
け
る
こ
う
し
た
考
え
方
の
助
長
に
対
す
る
法
的
責
任
を
確
保
す
る
こ
と、
障
害
者
が
居
住
地
及
び
ど
こ
で
誰
と
地
域
社
会
に
お
い
て
生
活
す
る
か
を
選
択
す
る
機
会
を
確
保
し、
グ
ル
ー
プ
ホ
ー
ム
を
含
む
特
定
の
生
活
施
設
で
生
活
す
る
義
務
を
負
わ
ず、
障
害
者
が
自
分
の
生
活
に
つ
い
て
選
択
及
び
管
理
す
る
こ
と
を
可
能
に
す
る
こ
と、
イ
ン
ク
ル
ー
シ
ブ
教
育
や
イ
ン
ク
ル
ー
シ
ブ
就
労
を
速
や
か
に
実
施
す
る
こ
と
が
な
ど、
多
く
の
勧
告
や
懸
念
が
示
さ
れ
ま
し
た。

さらに、同じく国連の自由権規約委員会が同年11月に日本政府に対して出
した「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）の実施状
況
に
つ
い
て
の
総
括
所
見
で
は、
性
的
マ
イ
ノ
リ
テ
ィ
の
人
々
に
対
す
る
固
定
的
観
念
及
び
偏
見
を
払
拭
す
る
た
め
の
啓
発
活
動
を
強
化
す
る
と
と
も
に、
同
性
カ
ッ
プ
ル
が
公
営
住
宅
へ
の
ア
ク
セ
ス
及
び
同
性
婚
を
含
む
全
て
の
権
利
を
受
け
ら
れ
る
よ
う
に
す
る
こ
と、
ヘ
イ
ト
ス
ピ
ー
チ
解
消
法
の
適
用
対
象
を、
外
国
ル
ー
ツ
の
人
た
ち
だ
け
で
な
く
被
差
別
部
落
出
身
者、
先
住
民
族
等
に
も
拡
大
し、
出
自
に
関
係
な
く
全
て
の
人
に
対
す
る
差
別
的
言
動・
行
動
を
対
象
と
す
る
と
と
も
に、
性
的
マ
イ
ノ
リ
テ
ィ
を
含
め
て
ヘ
イ
ト
ス
ピ
ー
チ
と
ヘ
イ
ト
ク
ラ
イ
ム
を
明
確
に
犯
罪
化
す
る
た
め
刑
法
を
改
正
す
る
こ
と
等、
多
く
の
勧
告
や
懸
念
が
示
さ
れ
ま
し
た。

これら国際的な視点での人権課題について、国立市の基本条例はまさに
その理念が取り入れられた内容となっており、基本条例にうたわれている
ソーシャル・インクルージョンの理念が、いままさに日本政府に求められて
いると言えます。

当審議会としては、この基本条例が示す恒久的な理念を永続的に推進す

ることの重要性を再認識しするとともに、審議を行うに当たっての基本的な姿勢として考え方として委員間で共通認識を持ち審議を行ってきました。

※最近の女性差別撤廃委員会の勧告など国連文書において、マイノリティ女性に関連する箇所で「複合差別/交差的な差別 (multiple/intersectional forms of discrimination) という文言が出てくる。この intersectionality (交差性) とは、人種、エスニシティ、ネイション、ジェンダー、階級、セクシュアリティなど、さまざまな差別の軸が組み合わさり、相互に作用することで独特の抑圧が生じている状況をさす。(『国際人権ひろば』No. 137(一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター、2018年1月発行) 人権の潮流「Intersectionality (交差性) の概念をひもとく」徐阿貴(福岡女子大学教員)より一部引用)

3. 多様な人権課題の把握

当審議会においては、諮問事項について審議するに当たり、様々な人権課題の当事者等からその現状や課題について直接ご意見を伺い課題を把握することが重要であるとの認識にいたりしました。そのため、計11回にわたり、当事者等に直接審議会のお越しいただき、それぞれの人権課題等について話を伺い、委員との意見交換を行ってきました。

各人権課題に共通する内容については、次項4. でその考え方等を示していますが、各課題における特有の状況もあることから、以下において、当事者等から伺った個々の特徴的な側面を示します（あくまで当審議会において審議に際し伺った範囲の内容であり、あらゆる人権課題を網羅的に聴取・把握したものではないことにご留意ください。）。

国立市においては、諸課題のあり様や状況の把握を一層深めていくことが不可欠であり、市民との対話や協議を深めることを追求し続ける必要があります。また、各当事者一人一人がまちづくりの主体であることや、まちづくりの主体としてふさわしい参画の形・場が必要であることに十分留意して基本方針を策定することを求めます。

（以下、当審議会において意見を伺った順に記載）

① 朝鮮半島にルーツのある人

戦前からの歴史的経緯により、日本には朝鮮半島にルーツを持つ人々が暮らすようになりました。国立市にも多くの在日コリアンが在住しているほか、多摩地域には、立川市に西東京朝鮮第一初中級学校、町田市に西東京朝鮮第二幼初中級学校、小平市に朝鮮大学校等の教育機関もあります。近年、全国的に問題化している在日コリアンへのヘイトクライムやヘイトスピーチをはじめとした差別的な言動に対しては、毅然と反対し、防止に努め、一人一人が民族的アイデンティティを尊重しながら、安心して生活できる地域社会を目指す必要があります。一方、**代を継いで日本で生まれた人々**、戦後新たに渡日した人々も含め、在日外国人は多様化しつつ増加しており、現在国立市には、約1,700人※が在住しています。また、日本国籍者の中にも、海外ルーツの人やミックスルーツの人もあります。文化的背景や言語、生活習慣の違いが摩擦や排除を生まないために、多様なルーツを持

ひとりひとりがそれぞれ必要とする情報にアクセスでき、疎外感を抱かず地域の一員と感ぜながら暮らすことのできるよう強力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

※ 令和4（2022）年1月1日時点。内訳は、中国籍約680人、韓国・朝鮮籍約340人、ベトナム籍約140人など。昭和55（1980）年当時の約350人と比較すると約5倍となっている（統計くにたち（令和4年度版））。

②しょうがいしゃ

街なかの段差や車椅子に対応していない施設など物理的なバリアに加え、しょうがいしゃへの配慮に欠ける言動など心理的なバリアが依然として存在しています。国立市では、平成18（2006）年の「国立市第三次地域保健福祉計画」※¹の策定に当たって当事者委員が参画して計画を策定したり、しょうがい当事者の声を受けて同年から「地域参加型介護サポート事業」※²をスタートさせるなど、当事者の声を反映させた取組が行われています。また、平成17（2005）年には「しょうがいしゃがあたりまえにくらすまち宣言」を行い、平成27（2015）年に「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例」を制定しています。「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち」であるためには、住まいの確保と介護の保障が必要不可欠です。例えば重度のしょうがいしゃは、24時間365日生活のどの場面でも介護が欠かせません。日常の在宅や外出時のみならず入院時、就学就労時にも保障されるべきです。加えて、介護の人材不足が深刻ですが、大学等と連携した人材確保を進めるなど、市が責任を持って派遣のための支援を行う対策が早急に必要です。しょうがいしゃを「医学モデル」ではなく「社会モデル」※³として捉え、しょうがいしゃ一人一人の特性を踏まえた積極的な合理的配慮、しょうがいしゃ支援施設や特別支援学校（学級）の在り方の検討、誰もが利用できる文化財等の在り方の検討、フラインクルーシブ教育の実現に向けた検討等を行い、フラインクルーシブ社会の実現に向けた強力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

※¹ 平成18（2006）年から平成22（2010）年までの5年間計画。市民、サービス提供者、当事者を中心とした審議委員で、特にしょうがいしゃは身体・知的・精神の三しょうがいの当事者それぞれが委員として参画（国立市として初めての試み）。

※² 障害者総合支援法の介護給付費の支給決定を受けているにも関わらず、そのサービス利用が困難となっている若しくは普段は家族による介護を受けているが何らかの事情により家族からの介護を受けられなくなった場合等に、引き続き安定した介護を受けられるように地域の介護力を活用してしよ

うがいしやの介護を支える市独自事業。

地域の力を活用し、しょうがいしや本人が推薦した介護人が食事、排泄、家事などの支援を行う制度。

※3 「障害者の権利に関する条約」(日本は平成26(2014)年に批准)において示された障害の捉え方。従来の障害の捉え方は、障害は病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものであった一方、障害者権利条約では、障害は主に社会によって作られた障害者の社会への統合の問題であるという、いわゆる「社会モデル」の考え方が反映された(「障害者権利条約」パンフレット(外務省 2018年3月発行)より一部引用)。

③被差別部落

国立市内には、被差別部落出身者が、江戸時代頃から市内で生活してきた人々、近隣や他の地方から移ってきた人々などの形で存在しています。それらの人々に対する就職、結婚、その他の社会生活の場面での差別事案が今なお報告されており、問題が解決していないのが実情です。近年では、インターネット等を利用した差別事案が全国的にも深刻な社会問題となっていますが、国立市内に直接的に関係する事案も起こっています※1。また、戸籍を使って差別のための情報入手する行為の問題も指摘されており、市は、国立市本人通知制度※2をスタートするなど取組を進めてきています。部落差別の歴史や現状を正しく学ぶ機会を創出し、課題やニーズ、相談に応えていくための強力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

※1 全国に数百通の差別手紙が送付され、その一部については国立市内にも送られた。また、インターネット上に全国の被差別部落を一覧化した情報が流され、それを掲載した書籍の販売が宣伝された。 いずれも国立市においては、拡散防止等の対応が行われている。

※2 人権尊重の観点から、本籍地および筆頭者が記載された住民票・戸籍の附票及び戸籍を本人等以外の人が委任状や第三者請求により交付した場合に、登録した人に交付の事実を通知する制度。

④インターネット上の誹謗中傷

近年、インターネットの匿名性を悪用したSNS等での特定の個人や民族等を対象とした誹謗・中傷、差別的な書き込み、個人情報掲載によるプライバシーの侵害、児童ポルノやリベンジポルノなど、人権を軽視した行為が社会的な問題となっています。インターネット上の監視・対応(モニタリング)に加え、何気ない書き込みによって相手を傷つけたり思わぬトラブルに発展することにもつながるため、インターネット上の情報を正しく理解するためのメディアリテラシーの向上やインターネットの正しい使い方・モラルを身に付ける対策など強力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

⑤災害時の要援護者

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災では、東京都内において多くの帰宅困難者が発生するなど、大規模災害時における帰宅困難者や避難された方への対応は必要不可欠ですが、なかでも、高齢者やしょうがいしゃ、乳幼児を連れた人、外国人などいわゆる災害時における要援護者が、安全に避難し、安心して避難生活を送れる環境を整備しておくことが重要です。災害時における要援護者を想定した情報提供の方法、備蓄や職員の対応スキル向上など強力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

⑥感染症、疾病

新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染者やその家族、医療従事者等のエッセンシャルワーカーに対する誹謗中傷や嫌がらせが全国的に問題となりました。感染症や疾病に関する差別への対応は、ハンセン病患者、HIV感染者・エイズ患者、結核患者等に対する人権侵害の歴史から学ばなければなりません。とりわけハンセン病患者は、平成8（1996）年に「らい予防法の廃止に関する法律」が成立するまで基本的人権を奪われた状態にあり、その後も元患者やその家族への差別・偏見が社会に根深く存在し続けています。感染症や疾病は誰もが当事者になり得る問題として捉え、不安解消のために当事者を排除するのではなく、正しい知識を身に付けるための強力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

⑦女性

国における法整備や各地方公共団体における個別対応など、家庭生活、職業生活、社会生活、学校生活等の上で男女間格差の是正や女性活躍に向けた制度整備が進められていますが、現実の生活や関係性における性別役割分担意識はまだ根強く、子育てや介護等の家庭内労働ではその全般を女性が担う立場に置かれ、負担が大きいといった現状があります。また、配偶者等からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー被害等、女性に対する暴力や人権侵害、社会的孤立、生活困窮が社会的問題として指摘されています。女性が性別や年齢、各ライフステージで社会的・経済的不利益を被ることがないよう、また、暴力等の人権侵害に

たい し えんとう きょうりよく こうかてき しさく こう もと
に対する支援等、強 力 かつ効果的な施策を講じることが求められます。

⑧ 職業

たとえば清掃関係や建設関係の職種等、社会基盤を支える重要な職業であるにもかかわらず、いわゆる「きつい」「危険」「汚い」といったイメージのみが先行し、当該職業の当事者に対する心無い落書きや偏見、差別的発言が現在でも起こっている状況があり、当事者の中には、差別を恐れて家族や親しい友人等にも自身の職業について公にできずにいる人もいます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に関連した医療従事者等への偏見や差別も全国的な問題となりました。様々な職業に関する正しい知識を子どもの頃から身に付けることが重要であり、そのための強 力 かつ効果的な政策を講じることが求められます。

⑨ 高齢者

高齢者虐待や認知症等の原因により判断能力が低下した高齢者に対する他者による意思決定など、高齢者虐待など、高齢者に対する人権侵害の相談・通報は年々増加傾向にあります※。高齢や認知症等の原因により判断能力が低下した高齢者の意思決定については、本人が意思決定できないから代行するのではなく、本人が意思決定できるように工夫をしその判断を尊重することが大切です。人生100年時代と呼ばれる時代のなか、一人一人の高齢者が、就労や居場所に困らず、受けたい医療や福祉等のサービスを受けることができる、つまりは人間としての尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける仕組みづくりが重要であり、そのための強 力 かつ効果的な施策を講じることが求められます。

※ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査（厚生労働省）

⑩ 子ども・若者

我が国の子どもの貧困率は13.5%と、7人に1人の割合で子どもが貧困状態にあります※¹。また、子どもの自殺者数※²、児童虐待件数※³ともに年々増加傾向にあり、いじめの認知件数※⁴も高い水準で推移し続けています。加えて近年ではヤングケアラーの問題が顕在化するなど、子どもや若者

を取り巻く課題は山積しており、子どもが自分らしく生きて育つ権利が奪われてしまっている現状があります。子どもの権利を守ることは喫緊の課題であり、学校、家庭、地域及びその他関係機関との連携を図りながら地域社会全体で子どもの育ちを支えるための強力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

- ※1 国民生活基礎調査（2019年厚生労働省）／ ※2 自殺の統計（厚生労働省）／
※3 福祉行政報告例（厚生労働省）／
※4 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

⑪ハラスメント

ハラスメントにも多種多様なものがありますが（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、スクール・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなど）、ハラスメントという言葉が一般的によく聞く言葉となることにより言動の悪質性を認識しやすくなった反面、違法性が逆に薄まってしまっているという側面もあることから、その言動を単なる現象として捉えるのではなく差別問題として強力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

⑫刑を終えて出所した人

犯罪をした人や非行のある少年の中には、心身に問題を抱えており住むところや仕事が無かったり、頼ることのできる人がいない、生活環境に恵まれない、あるいは本人に社会生活上の問題があるなどの理由で、すぐに自立更生ができない人がいます。こうした人たちを一定期間保護して円滑な社会復帰を助け再犯を防止する役割を担っているのが更生保護施設であり、地域行事に参加するなど近隣住民との交流を図り施設や入所者に対する理解促進に努めていますが、「怖い」というイメージ等により理解や協力を得にくい状況があります。また、就職後の職場内での差別や偏見、その家族に対する誹謗中傷も起きています。当事者の更生意識を高めるとともに地域社会が協力して当事者の社会復帰を支援することが重要であり、強力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

⑬性的指向、性自認（SOGI (Sexual Orientation (性的指向) and Gender Identity (性自認)))

国立市は、平成30（2018）年から「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」を施行しており、性的指向や性自認等を起因とする

人権侵害及び本人の意に反した性的指向、性自認等の公表（アウティング）を禁止しています。性的指向や性自認に関わる差別的言動やハラスメント（SOGIハラスメント）、アウティング等に起因する人権侵害が国内外で起き~~こ~~り~~つ~~續けている状況下、市の条例の精神にのっとり、こうした人権侵害を未然に防ぐためには、性的指向や性自認に関する知識、特にマイノリティの属性を有する人々に対する正しい知識を持つことが何よりも重要です。性的指向や性自認に関わらず、誰もが自分らしく地域で暮らすことのできる社会の実現に向け強~~き~~力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

⑭アイヌの人々

令和元（2019）年5月から「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されていますが、アイヌの人々の心情を傷つける表現がテレビ番組で放送されたり（令和3（2021）年3月）、同年4月には国立市内の街路灯にアイヌの人々に対する差別につながる恐れのある落書きが見つかるなど、アイヌの人々に対する正しい理解はまだまだ浸透していません。北海道のみならず、例えば関東圏にも多くのアイヌにルーツをもつ方々が暮らしていますが、差別や偏見を恐れ、自身がアイヌであることを明かさない人も多数存在していると言われています。アイヌの人々が自身のルーツや文化に誇りを持って地域で暮らせるよう強~~き~~力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

⑮婚外子

“子どもは男女が結婚して産むもの”という我が国の根強い社会規範意識の中において、法律上の婚姻関係にない男性と女性との間に生まれた子（婚外子）に対する偏見や差別、その母親に対する偏見や差別が現在の社会においても起きています。伝統的な標準家族の形態に捉われることなく、個人がかけがえのない存在として尊重される社会のため、婚外子に関する戸籍上の記載変更に係る取扱いの更なる周知や国立市本人通知制度の適切な運用など、国の法整備の状況や地域の実情等に応じた強~~き~~力かつ効果的な施策を講じることが求められます。

4. 市が基本方針を策定するに当たっての基本的な考え方

前述 2. (1) や 3. のとおり、国内外で今もなお人権侵害や差別が起こり続けている状況下において、住民にもっとも近い行政機関である地方公共団体が果たすべき役割は大きく、その意味においても、2. (2) のとおり「人権侵害を許さない」と国立市が基本条例を掲げていることは大変大きな意味も持っています。

基本条例が掲げる「人権・平和のまちづくり」の推進主体は、“国立市役所”だけではなく、市内に在住する人や市内に通勤・通学する人など国立市に関係する全ての人（以下「市民等」という。）です。国立市及び市民等の一人一人が当事者として、自ら考え主体的に行動し、互いに多様性を認め合い人権を尊重することによって、平和なまちを実現することが、「人権・平和のまちづくり」であり、地域社会全体でその実現のために取り組むことが重要です。

以下において、当審議会が考える、人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るために市が基本方針を策定するに当たっての基本的な考え方を示します。国立市においては、十分に留意の上、基本方針を策定することを求めます。

(1) 基本理念について

2. で述べた、当審議会の審議における基本姿勢前提事項（人権課題を取り巻く国内外の状況及び基本条例の示す恒久的な理念の推進）は、人権・平和のまちづくりの推進における基本理念となるものです。あわせて
また、以下の内容についても、その基本理念として重要な視点となるものです。

① 基本的姿勢

- 人権侵害や差別は“過去の出来事”や“自分とは関係のない別の世界で起こっている出来事”ではありません。現在の社会においても、あらゆる場面において社会的不平等が存在し、人権侵害や差別があります。まずはそのことをしっかりと認識することが重要です。そして、だからこそその是正が必要であるという立場で、人権・平和のまちづくりを推進することが必要です。

○ 人権侵害や差別は許されない・させない・しないという市の強い意志と、誰一人取り残さない、誰一人排除されないというソーシャル・インクルージョンの理念について、あらためて打ち出すことが必要です。特に、人権侵害に関わる重大な事案が起きた場合、市長が「人権侵害を許さない」という趣旨の声明を自らの言葉で市民等に向けて発信することで、市として毅然とした姿勢をとる効果は大きく、そのような対応を行うことが必要です。

○ 「支援をしてあげる側」「支援をしてもらう側」という上下関係があるような区別を存在させず、一人一人が権利の主体であるとの認識の下、その人のアイデンティティを尊重することが必要です。また、人権課題に関することを、その当事者を抜きにして決めることなく、あくまでも当事者の声を聞き当事者に寄り添った対応を行うことが必要です。

②国際的な視点

○ 前述 2. (2) のとおり、国連の障害者の権利に関する委員会による日本政府への勧告（総括所見）では、日本国内における様々なしょうがいしゃ施策に対する懸念や勧告がなされているほか、自由権規約委員会による日本政府への勧告（統括所見）では、マイノリティの権利に関する懸念や勧告がなされています。その他にも例えば、世界経済フォーラムが発表するジェンダー・ギャップ指数※1では、男女平等参画における世界の中での日本の状況が浮き彫りになっています。さらには、国際的には複合差別やインターセクショナルリティ（＝交差性）※2という視点も重視されており、これら国際的な視点や基準等も積極的に参考にして人権・平和の課題を捉え対応することが必要です。

※1 令和4（2022）年に発表されたジェンダー・ギャップ指数の日本の総合順位は、146 か国中116位となっている（2021年は156 か国中120位）。

※2 本答申5ページの注釈を参照。

③効果的な表現等

○ 子どもや高齢者、しょうがいしゃ、外国人等特に日本語が母語でない人など、全ての市民等が理解できるようわかりやすい言葉で記載したり

ひょうげん ひつよう
表現することが必要です。

また、“**行政市が内部**”のみで決定した内容を後から市民へ伝える”の
ではなく、策定時から当事者や市民等の声を丁寧に聞き、それを市政に
最大限活かす姿勢であることが必要です。

○ 市長を含め、全ての市職員が基本理念を十分理解し、日々の業務の
中でその基本理念を自らの言葉や態度で具現化することが必要です。

○ 方針や計画等の策定途中であっても、実施できる取組や当然実施す
べき取組については、その策定を待たずに積極的に取組を進めること
が必要です。

(2) 人権教育・啓発の推進について

私たちは、誰しもが無意識のうちに誰かを差別してしまったり、反対に、
自身が差別されたりする可能性があります。そしてそれは、知識の欠如や
誤解によって生じることが多くあります。

このことから、子どもから高齢者まで全ての市民等が、人権に関する知識
を十分に身に付けるとともに人権意識を高揚していく必要がありますが、
そのためには、日常生活上での学びだけでなく、地方公共団体などの
行政機関が、人権教育・啓発の推進に関する法律等に基づき、以下の視点
も踏まえた意図的かつ計画的な人権教育・啓発を不断に行うことが必要で
す。

① 基本的姿勢

○ 国立市は、国連が定めた「人権デー」（毎年12月10日）に合わせて、
様々な人権課題をテーマとした啓発事業を市民等と協働で実施した
り、「くにたち男女平等参画ステーション」（通称「パラソル」）の活動
を通じて男女平等参画施策や性的マイノリティに対する支援事業を
行ったりするなど、他の地方公共団体と比べても人権教育・啓発に
熱心に取り組んでいます。引き続きあらゆる機会や手段（講演会、学習
会、展示、研修、インターネット、動画、チラシ・ポスター、冊子等）
を通じて、人権侵害や差別を許さないという強い意志を、市民等に継続

的に発信することが必要です。その際、「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例」や「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」などの人権に関連する他の条例等についても一層の周知を行うことが必要です。

また、市内の学校や民間団体等との連携のほか、近隣の地方公共団体や「平和首長会議」などの平和文化を推進する機関とも連携し、その内容を充実させることが必要です。

②人権博物館

○ 国立市における人権問題や市の人権施策に関する取組、国際的な視点での人権、国内における人権の歴史などを次世代へ伝える・語り継ぐ手段として、人権博物館の設置は有効な手段の一つです。人権侵害や差別の事実・歴史等について学ぶことができる空間とともに、市民等が日常的に人権や平和について学び合ったり、当事者と交流したりできるなど、誰もが排除されることなく集い交流する場としての国立市らしい人権博物館の設置に向けた検討を進めることが必要です。

この人権博物館の設置については、今後、人権課題の当事者や市民等から意見を聴く機会を設けることや、実現に向けた組織体制を構築するなどその具体的な対応がなされることを期待します。

③社会教育

○ 人権について誰でも気軽に学ぶことができる機会と場を創出することは重要であり、公民館等の生涯学習関係施設が実施する市民向け講座等を充実させるなど、人権に関する社会教育を一層推進することが必要です。

また、人権に関する市民等の活動を支援するため、公民館等の施設を広く市民等に開放することも必要です。

④学校教育

○ 学校においては、子どもたちの発達段階に合わせて組織的かつ計画的に人権教育を推進することが必要です。また、様々な人権課題の当事

者が、直接子どもたちの前で差別の実態等について語ることは有効な手段です。実施の際、人権に関する講話等を単に子どもたちが一方的に聞くのみの活動とするのではなく、例えば実際に差別に苦しむ当事者と交流し理解を深めたり、見聞きした内容についてさらに主体的に学習を進めることで、子どもたちの深い学びとなるよう工夫することが必要です。

さらに、教職員が人権教育の意義やねらいについて理解を深めることができるための研修等を一層充実させることが必要です。

⑤当事者に寄り添った対応

○「Nothing About Us Without Us（私たちのことを、私たち抜きで決めないで）」※という言葉もあるように、人権侵害や差別に苦しむ当事者が自らの言葉で発信する意義は大変大きく説得力のあるものです。しかし一方で、当事者が自身の人権侵害や差別の状況等を言葉にしたりすることは大変辛いことであるということも理解し、あくまでも当事者の意思や立場に寄り添った人権教育・啓発を行うことが必要です。

※ 「障害者の権利に関する条約」が平成18（2006）年に国連で採択された際、世界中のしょうがい当事者の間で使われたスローガン。

⑥継続の重要性

○前述のとおり、現在の社会においてもあらゆる場面で社会的不平等が存在し、“知らない”ことに起因した無意識の差別も多く起こっています。このことから、一部の分野や状況に限らず、様々な人権課題を取り上げて人権教育・啓発を行うことが必要です。

また、人権問題は絶えず変化しており、短期的な人権教育や啓発を行うことで市民等の人権意識が急激に高揚したり、人権課題が解決するものではありません。だからこそ、人権教育・啓発を不断に継続していくことが必要であり、国立市は、当事者や市民等の声を大切に、関係団体等との連携のもと取組を一層充実させることが必要です。

（３）人権救済、相談支援体制について

人権侵害や差別は、どのような理由があろうと決して許されるものではありません。被害を受けた方が少しでも早く不安のない平穏な日常生活を送れるようになるためには、以下の視点も踏まえた人権救済、相談支援体制の充実が必要です。

①人権救済

- 特に差別意識を持った明らかな人権侵害や差別については、あらゆる救済手段が講じられるべきです。国内の一部地方公共団体においては、具体的な救済手法を既に制度化している状況もあることから、国際的な趨勢や国の法整備の状況、国立市の実態等を踏まえ、罰則等も含む実効性のある救済手法について検討を行うことが必要です。

また、東京都が知事の附属機関として設置している審査会（東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第14条の規定により設置する審査会）のような、地方公共団体から独立して人権侵害が疑われる事案の内容等について調査審査し、地方公共団体に対し意見を述べる第三者機関の設置についても、国立市の実態等を踏まえてその在り方等について検討を行うことが必要です。

- 上記のとおり、明らかな人権侵害や差別に対しては、加害者への罰則を含む実効性のある救済手法について検討が必要ですが、一方で、例えば罰金を科せ払えば人権侵害や差別が許される（課題が解決する）というものではありません。加害者の言動によって被害者が深く傷つき、悩み、苦しんでいることを加害者自身が理解することが特に必要です。被害者に対するあらゆる支援策を講じるとともに、加害者に対してソーシャル・インクルージョンの理念を理解できるよう働き続けることも必要です。

- インターネット上での人権侵害や差別については、その内容に応じて法務局等の関係機関へ調査要請や削除要請を速やかに行うことも必要です。そのため、市民等に対するインターネット上での人権侵害や差別について、定期的に監視・対応（モニタリング）する等の対策を講じることが必要です。

- 人権侵害や差別の表れ方は様々です。また、様々な人権課題の要素が重なり合ったりしながらひとつの被害となっているケースも少なくありません。そのため、人権救済に当たっては、複合差別やインターセクショナリティ（＝交差性）という視点も踏まえた上で、画一的に制度を運用するのではなく、個々の事情への配慮や被害者に寄り添った丁寧な対応を行うことが必要です。

②相談支援体制

- 現在、国立市は、市民等からの人権に関する相談について、政策経営部市長室平和・人権・ダイバーシティ推進係が対応しているほか、各部署において個々に対応しており、人権に関する相談を総合的・包括的に扱う専門的な相談窓口はありません。複数要因にまたがる相談や、包括的支援が必要な相談へ対応するためには、人権に関する総合的な相談窓口体制を構築し、相談者にとってワンストップで相談しやすい窓口とすることが必要です。

また、そこに携わる相談員については、単に特定分野の資格等を保有することのみを要件とするのではなく、人権相談に携わる者としての人権感覚や相談対応実績を重視し配置することが必要です。

- 市民等から相談を受けた後の一連の対応スキームや、実効的な支援につなげるための国の関係機関、他の地方公共団体、NPO等の民間支援団体との連携など、相談支援を行うための官民一体となった支援体制を構築することが必要です。

また、人権に関する当事者団体やその支援団体等と日頃から情報交換を行うなど連携を深め、相談支援につなげる必要があります。

- 相談の内容によっては、例えば医学的な支援を必要とする相談もあるため、国立市医師会等との連携のほか、民間団体など様々な観点での連携体制を構築し支援につなげる必要があります。また、ソーシャル・インクルージョンの理念や不当な差別の禁止等、基本条例の趣旨を連携先へ伝えるための啓発や研修等を積極的に行うことが必要です。

- 相談支援に関する情報について、日頃から広く市民等に周知するこ

とが重要ですが、周知に当たっては、対象者の多様性を踏まえ、分かりやすい情報発信に努めることが必要です。

また、SNS等を活用した相談支援等、様々な手段を用いた多様な入口のある相談支援の体制を構築することが必要です。

- 相談支援の体制構築については、国や他の地方公共団体の状況、市民の要望等も踏まえ、実効的で充実した相談支援体制となるよう適宜見直しを行うことが必要です。

- 全ての市職員が相談支援の対応や連携内容について正しく理解日々の業務に従事することが重要であり、具体的な事例を用いた研修等を通じて理解促進を図ることが必要です。

- 表面化しにくい課題があることや、社会的孤立に陥っている人がいることを認識し、相談まで辿り着かない事案があることを理解する必要があります。地域における人と人との関係性が希薄化していると言われる今の時代において、このような事案に対応するためには、相談支援体制の整備など制度的な充実を図ることに加え、市政全体として、人と人とのつながりや地域住民の結びつきを大切にする取組が必要であり、そのつながりの中で表面化してきた課題に対して、行政として丁寧に対応することが必要です。

(4) 人権に配慮した環境整備について

誰もが安心して、地域社会で平穏な日常生活を送ることができる環境を整備するためには、以下の視点も踏まえ人権課題の当事者や市民等の意見を丁寧に聞き、既存の仕組みを不断に見直すことが必要です。

①生活環境の基盤

- 人権に関する様々な悩みや不安を抱える人々が、地域社会の中で多様な人々とつながることで生きがいを持つことや、悩みや不安を共有・解決したりすることができる場（地域コミュニティ）の創出を一層推進することが必要です。

○ しょうがいしゃや引きこもり状態にある人など、働きづらさを抱える人の就労問題に取り組むモデルとして、東京都が推進するソーシャルファームを国立市の実態に応じて推進するなど、多様な人々が地域社会で共に就労することができる環境を整備することが必要です。

○ しょうがいしゃや高齢者、乳幼児を連れた人など、人々の暮らしの安全性・快適性を確保するための都市基盤（道路や施設等）のバリアフリー化を一層推進することや、子どもや外国籍の人に配慮したやさしい日本語表示など、全ての人が安心安全に地域社会で暮らすことができる環境を整えることが必要です。

○ このほか、例えば選挙に際し、しょうがいしゃ、**精神的理由**や高齢者による投票困難者に対するの投票に係る合理的配慮（投票所までの移動、手話通訳、意思決定のための支援者等などの保障、郵便投票など）が十分に行われておらず、選挙権を行使できないでいる人がいる状況があり、これらの問題についての早急な対応が必要です。
はないかという意見や、

○ このほか、**脱施設を見据え**、入所施設（しょうがいしゃ支援施設や高齢者介護施設等）への入所を誰もが強制されない環境を構築する（入所するしか選択肢がない状況をつくらない）ことが重要であり、地域で生活することができる環境を整えるなど、誰もが希望する場所で安心して暮らすための支援の充実が必要ではないかといった意見も**一部委員より**ありました。

②フルインクルーシブ教育

○ 「国立市教育大綱」（令和4（2022）年6月策定）では、「しょうがいのある児童・生徒もしょうがいのない児童・生徒も同じ場で共に学び、相互に成長できるフルインクルーシブ教育を目指す」とされており、令和4（2022）年10月に国連の障害者の権利に関する委員会から日本政府に対して出された勧告や国立市の実態等も踏まえながら、取組を進めることが必要です。

③ジェンダー平等

○ 国立市は、平成30（2018）年5-4月から「くにたち男女平等参画ステーション」（通称「パラソル」）を設置・運営し、全ての人があらゆる分野において個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることができる社会の実現に向けた啓発や各種相談支援を行っています。また市内には、様々な困難を抱える女性に対する支援活動を行っている民間の女性支援団体があります。引き続き、市民や民間事業者等に対してジェンダー平等についての理解促進に努めるとともに、支援を行っている事業者等と連携した各種取組が必要です。

さらに、市の職員配置や附属機関委員の登用に当たっては、旧来的な男性・女性の役割イメージ（固定的性別役割意識）にとらわれることのない配置・登用を行うことが必要です。

（5）平和施策について

国立市は、基本条例の前文において、「国立市が本条例において掲げる平和とは、単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困、飢餓、抑圧、搾取等の社会構造的な困難がなく、かつ、人々の間に不当な差別や暴力を始めとする人権侵害を容認しない意識と、他者への共感、相互の協力、対話といった行動が存在している状態を意味する。このような平和は、多様性を有する個々の人権を尊重することによってこそ、実現することができる。」と述べています。これは市が平和施策を行う上での根本理念であり、「人権の尊重」と「平和」を同義語として捉えていることを示しています。

また、世界に目を向ければ、国家間の戦争や民族等の対立による紛争等が依然として生じており、国内外において日々の平和な暮らしが危惧される状況下にあります。

これらのことから、国立市においては、基本条例で定める「くにたち平和の日」「くにたち平和推進週間」を中心として、以下の視点も踏まえた積極的な平和施策を講ずることが必要です。

①原爆・戦争体験の伝承等

○ 国立市は、被爆地である広島・長崎以外で、原爆体験の伝承活動に取り組んでいる国内唯一の地方公共団体です。また、東京大空襲体験の伝承活動も積極的に行っています。戦後77年を経過し戦争を体験した世代が年々少なくなる中で、このような原爆や戦争の体験を次世代に継承する取組は大変重要です。新たな伝承者の育成や体験者ご本人の体験談を映像等で残すアーカイブ化など、今後も伝承活動を継続していくための創意工夫を行い、基本条例で定める「くにたち平和の日」及び「くにたち平和推進週間」等において平和施策に取り組むことが必要です。

○ このほか、かつての戦争の被害のみならず、史実に基づいた加害の歴史についても学ぶことが、今もなお起きている差別や偏見、人権侵害への抑止につながるという意見も一部委員よりありました。

②子どもたちの平和学習

○ 国立市は、次世代を担う市内の子どもたちを長崎市に派遣し、原爆資料館等の見学や歴史・風土等の学習、現地青少年との交流により相互理解を深め、平和の尊さと歴史を学ぶことを目的に「国立市子ども長崎派遣平和事業」を毎年実施しています。過去の派遣者との交流や現地青少年等との更なる交流などその内容の充実を図りながら、引き続き活動を継続し、次世代を担う子どもたちの平和に関する学び（体験）を一層充実させることが必要です。

③平和文化の振興

○ 世界166 か国8,259都市（令和5（2023）年6月1日時点）が加盟する「平和首長会議」の行動計画の一つに、「平和文化の振興」（市民一人一人が日常生活の中で平和について考え行動するという、より根源的な「平和文化」を市民に根付かせ、平和意識を醸成すること）が掲げられており、その推進に向けた役割を国立市が積極的に担い、東京都多摩地域の連携を一層促進させることが必要です。

④教育委員会や学校との連携

○ 平和施策の推進に当たっては、次世代を担う子どもたちに伝えるこ

とが特に重要であることから、国立市においては、教育委員会や学校
と密接に連携し取組を充実させる必要があります。

5. 推進体制

(1) ^{すいしんたいせい}推進体制について

人権・平和のまちづくりを推進するためには、推進体制の充実強化及び
市政を担う職員の人権意識の向上が必要であり、以下の視点も踏まえた
取組を求めます。

①行政内の推進体制

○ 現在、国立市は、人権・平和施策（男女平等参画に関する施策を含む）の中心的役割を政策経営部市長室平和・人権・ダイバーシティ推進係（課長級1名、係長級1名、係員2名）が担っていますが、人権・平和施策を総合的に推進していくためには十分な体制とは言えません。また、市では、男女平等参画施策に関しては、職員の役職に応じた会議体が設けられており（男女平等推進会議（副市長及び部長級）、幹事会（課長級）、男女平等参画兼DV対策推進連絡会（係長級））、定期的に市の男女平等参画に関する課題検討や情報交換、研修等が行われていますが、人権課題全般を扱うような会議体については、同様の会議体は現時点で設けられていません。

ほんとうしん しめ さまざま ないよう きょうりょく お すず じんけん へいわしやく
 本答申に示す様々な内容を強力に推し進め、人権・平和施策の
 そうごうてき すいしん はか し ぜんしよくいん いちがんとりく
 総合的な推進を図るためには、市の全職員が一丸となって取り組む
 ひつよう そしき みなお ぎょうせいたいせい じゅうじつきょうか ひつよう
 必要があり、組織の見直しも含め、行政体制の充実強化が必要です。

しみんとうおよ とうじしゃ さんかく
②市民等及び当事者の参画

○ 人権・平和のまちづくりの総合的な推進のためには、市民等の参画及び協力が不可欠であり、市においては、そのための場や体制づくりが必要です。

なお、この点については、行政、市民、関係団体等とで組織する
 「推進協議会（仮称）」のような機能が考えられるのではないかと
 いった意見や、外国人や子どもといった選挙権のない人々の意見につ
 いてもしっかりと市政に反映できる仕組みが必要ではないかとい
 った意見も一部委員よりありました。

○ また、当事者は単なる救済の対象やヒアリングの対象ではなく、人権・平和のまちづくりの主体です。当事者の参画についてもしっかりと位置付けることが必要です。

なお、この点については、例えば兵庫県明石市が審議会等の委員10人ごとに1人以上はしょうがいしゃの委員とすることを条例化（明石市民参画条例）していることを参考とするなど、その検討を具体的に行うべきではないかという意見も一部委員よりありました。

③市職員の参画及び人権意識の向上

○ 基本条例では、あらゆる市政の根本にソーシャル・インクルージョンの理念を位置付けるとされており、人権・平和施策の担当者のみならず市政を担う市の全職員が、高い人権意識の下その職務に当たり人権・平和のまちづくりに参画することが求められます。そのため、様々な人権課題に関する職員研修を一層充実させ、市職員の人権意識の向上を図ることが必要です。

なお、研修の実施に当たっては、基本条例のほか、「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例」「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」など、人権の観点で関係する他の条例、国際的な取組（条約、歴史、現状等）、市内外の状況等も含めて学ぶことが必要です※。

※ 国立市は、令和4（2022）年度に近隣市と連携して実施した「多摩マッチングプロジェクト」において、参加者の募集に当たり、当初、対象者の年齢条件を男女で差を設け募集していた（男性28～49歳、女性23～44歳）。このことについて市の担当部局は、市民からの指摘を踏まえ、合理的な理由は乏しいと判断し速やかに年齢をそろえて募集し直しイベントを実施した。本件は、性別による差別の禁止や固定的性別役割意識からの脱却を定める「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」の趣旨、行政が実施主体となる事業であることを鑑みると、募集時に男女で年齢差を設けたことについては不当な対応であり、本件のようなことを再び繰り返さないためにも、人権施策を担当する部局以外の職員も含め、基本条例や人権の観点で関係する他の条例、国内外の状況等を理解し業務を遂行することが求められる。

（2）スケジュールの策定と財源（予算）確保について

人権・平和のまちづくりの推進は、全ての市政における根本であり、本答申に掲げるあらゆる取組を市が強力に推進するには、推進体制の充実とあわせて、計画的な取組のためのスケジュールの策定及び財政的な裏付けが

ひつよう
必要です。

とうしんぎかい
当審議会としては、かくとりくみ かん
各取組に関するスケジュールのさくていおよ ざいげん よさん
策定及び財源（予算）
かくほ
の確保についての事項を、じこう し
市がしっかりと基本方針にきほんほうしん も こ
盛り込み、その実現に
む
に向けた具体的対応をぐたいてきたいおう おこな
行 うことを求めます。もと

6. さんこうしりょう 参考資料